

明石市広告入り窓口用封筒の無償提供者募集要項

この要項は、明石市の窓口で交付された証明書等を入れる封筒について、広告入り窓口用封筒の無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

【募集の内容】

広告入り窓口用封筒を製作し、無償で提供していただける事業者 1者

【広告入り窓口用封筒の種類・数量】（年間使用予定枚数）

広告入り窓口用封筒 [角型2号] 32,000枚

[角型6号] 180,000枚

【募集期間】

令和5年7月5日(水)から令和5年7月18日(火) 午後5時まで(必着)

【設置場所】

明石市役所市民課、市民税課、あかし総合窓口・大久保・魚住・二見の各市民センター、明舞・西明石・高丘・江井島の各サービスコーナーの窓口

※各設置場所には封筒を入れる設置台も用意していただきます。

【広告掲載の内容等】

1 対象及び用途

窓口用封筒：来庁者が必要に応じて各種証明書の持ち帰り用として自由にご利用いただくもので、市が利用を促進させるものではありません。

2 掲載できる広告について

(1) 広告主、広告内容については、明石市広告掲載指針及び明石市広告掲載基準を遵守すること

(2) 広告を掲載できる部分は、封筒の表面及び裏面の面積の各35%以下とします。
なお、掲載位置、サイズ等は別途協議します。

(3) 設置期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

封筒の設置期間は3年間とします。

【応募方法】

明石市役所市民生活局 市民生活室 市民課に必要書類を持参または郵送(必着)してください。

【提出書類】

- 1 広告入り窓口用封筒申込書（様式第1号）
- 2 企画提案書 5部（任意様式）
- 3 会社の登記簿謄本
- 4 国税納税証明書（直近事業年度のその3の3「法人税と消費税及び地方消費税」）
- 5 市税完納証明書（明石市内に住所を有する個人又は明石市内に本店を有する法人が応募する場合に限る）
- 6 会社概要
- 7 契約実績一覧
- 8 封筒の見本

※上記3～5については、提出期限前3ヶ月以内のものに限ります。

【選定方法】

選定にあたっては、選定委員会が提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、選考評定表（別紙参照）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者1者を選定します。

（※最高得点者が複数の場合は、抽選により1者を選定します。）

【選定の結果】

選定の結果については、市のホームページに公表するとともに、応募者全員に文書で通知します。

なお、審査の経緯は公表いたしません。また、審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で応募してください。

【注意事項】

- 1 この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- 2 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- 3 提出された書類は、原則として返却しません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者からの応募は受け付けません。

【問い合わせ先】

明石市役所 市民生活局 市民生活室 市民課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5020（直通）